

基幹統計調査の承認の状況

(平成 30 年 7 月 1 日～平成 30 年 7 月 31 日分)

平成 30 年 8 月 28 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
港湾調査	国土交通大臣	承認事項の変更 集計事項において、「国別」の表記を「国・地域別」に変更	H30. 7. 4

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。